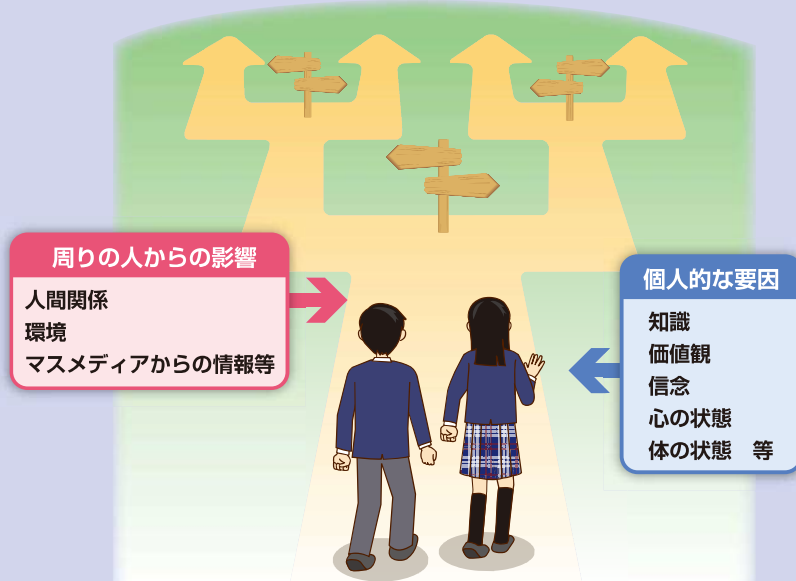


これから進む道は分かれ道の連続

「何をするか、しないのか」を決めて、
具体的に行動するには、さまざまな要因が影響します。



立ち止まった時に振り返ってほしい視点

- 正しい知識・情報を集めてよく考えること
- 自分を大切に、自分に対して責任を持つこと
- 周りの人を大切にすること
- 少しの勇気と感謝する心を持つこと

チャンスではなく、
チョイス（選択）が人間の運命を決める。

スペインの哲学者 パルタサル・グラシアン

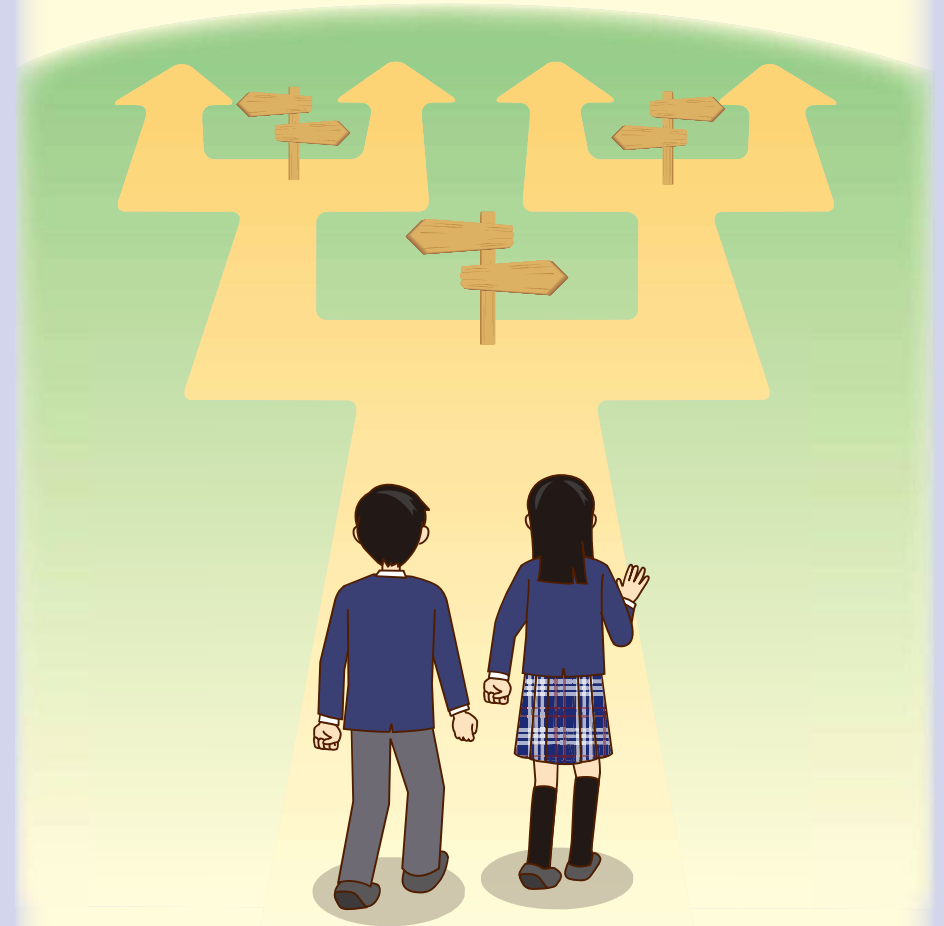
京都市教育委員会

指導部生徒指導課 〒604-8184 京都市中京区姉小路通東洞院東入墨華院前町 706-3
TEL: 075-213-5622 FAX: 075-213-5237

(平成31年4月)

今こそ考えてほしい

違法薬物といじめ



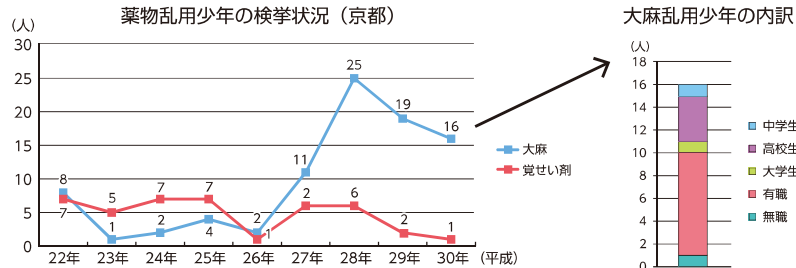
違法薬物の問題

違法薬物は、決して他人事ではない!

●京都府高校生アンケートより（平成30年9～10月実施） 8,725人

今までに違法薬物を使用するよう誘われたことがある → 「はい」
高校生 **70人**
1%未満ですが、薬物が身近に迫っています。

違法薬物を入手可能と思うか → 「はい」
高校生 **1,624人**
多くの高校生が薬物に興味を持っており、何らかの方法で入手できると考えています。



こんな言葉に要注意!!

「先輩や親友」などから、「断りにくい状況」で、次のような言葉で誘われます。

- ・みんなが一度は経験するもの。
- ・スグやめられるよ、1回だけなら平気!
- ・痩せられるよ。イライラもとれて勉強に集中できるよ。
- ・ちょっとだけ預かって!試してもいいよ。等

インターネット上にも、違法薬物について誤った情報があふれています。

- ・大麻は身体に悪くない。
- ・大麻に依存性はない。
- ・タバコの方が有害 等



**本当では
ありません!**

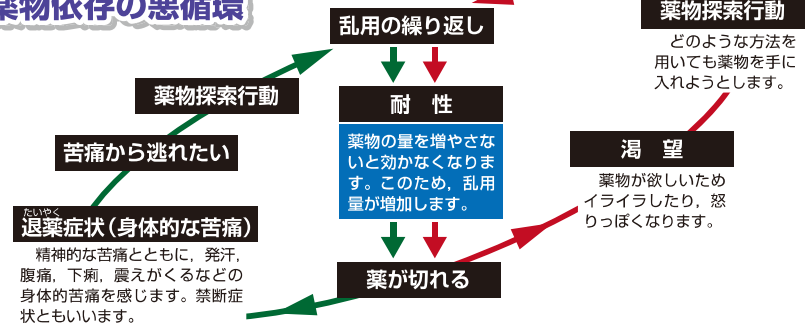
違法薬物を寄せ付けないために...

自分を大切に思う気持ち、周りに惑わされない強い気持ち、様々な誘惑に負けない勇氣を持つことが大切です。

違法薬物は依存性があり、やめられなくなる!
薬物依存は、「薬物依存症」という病気です!

あなたの大切な人生が
台無しになる

薬物依存の悪循環



薬物の種類と健康への影響、所持の適用法令

| | 画像 | 健康への影響 | 持っているだけで |
|---------------|----|---|--|
| 覚せい剤 | | 幻覚や妄想があらわれ、使用をやめても幻覚や妄想などが再び起こる。大量に摂取すると死にいたる。 | 覚せい剤取締法 10年以下の懲役 |
| 大麻 (マリファナ) | | 気分高揚、不安、錯乱、目の充血等の症状が出る。乱用を続けると、記憶量の低下、読み書きに影響、頭・のどの痛さ、時間・空間がはっきりしなくなる等の症状が出る。 | 大麻取締法 5年以下の懲役 |
| MDMA | | 知覚を変化させ、大量摂取すると体温が急激に上がり死にいたる。 | 麻薬及び向精神薬取締法 7年以下の懲役 |
| コカイン | | 麻薬の一種であり、幻覚や妄想があらわれる。大量に摂取すると全身けいれんを起こしたり、死にいたる。 | 麻薬及び向精神薬取締法 7年以下の懲役 |
| 危険ドラッグ | | 覚せい剤や大麻などと似た有害な物質が含まれている。脳や身体に悪影響を及ぼし、健康被害が起こる。 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金 |

もし、違法薬物の使用を誘われた時は...

「話を打ち切る」、「きっぱりと断る」、「すぐに立ち去る」
そして近くの警察等に相談しましょう。

薬物のことで少しでも不安なことがあれば、学校の先生もしくは少年相談窓口へ相談しましょう。(京都府警察の少年相談窓口：ヤングテレホン TEL075-551-7500)

いじめの問題

あなたは人の痛みに気付いていますか？
嫌な思いをさせていませんか？

●アンケート調査より（平成30年10・11月実施）

市立高校生 **62人**が「嫌な思いをしたことがある」
58人が「いじめられているのを見たことがある」

〈京都市いじめの防止等に関する条例第2条より〉

「いじめ」とは、子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった子どもが、心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる ※蓋然性の高いものを含む）

※蓋然性：確からしさ

つまり「いじめ」とは

- ・児童生徒が、一定の人間関係がある他の児童生徒に対し、心や体に傷を与える行為
- ・それにより、児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

いじめられて受けた心身の苦痛は、その人にしかわからないもの。

だから、「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）」や「京都市いじめの防止等に関する条例（平成26年10月10日施行）」では、その人がつらい、苦痛を感じるとしたら、そのつらい気持ちを受け止めて、「いじめ」としてとらえています。

いじめは、心と体への暴力です。人として許されない行為です。

嫌な思いをして
悩んでいるあなたへ

あなたの心を誰かに打ちあけてみよう。必ず助けてくれる人がいる。
あなたは一人じゃない。
あなたは、かけがえのない大切な人。

遊びやからかいの
つもりで嫌がらせを
しているあなたへ

笑顔の仮面に隠された涙を感じてください。
嫌がらせからは何も生まれません。

見て見ぬふりを
しているあなたへ

あなたの一言で救える心がある。
少しの勇気を出してほしい。

「いじめは犯罪」です！

社会で許されないことは、学校でも許されない！

| いじめの態様 | 刑罰法規上の（行為）名称 | 刑罰法規 | |
|---------------------------|--------------|--------------------------------------|---------------------------|
| ぶつかる、叩く、蹴る | 暴行 | 刑法第208条 | 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金等 |
| | 傷害 | 刑法第204条 | 15年以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせる | 強要 | 刑法第223条 | 3年以下の懲役 |
| | 強制わいせつ | 刑法第176条 | 6月以上10年以下の懲役 |
| 金品をたかる | 恐喝 | 刑法第249条 | 10年以下の懲役 |
| 金品を隠す、盗む、壊す | 窃盗 | 刑法第235条 | 10年以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| | 器物損壊等 | 刑法第261条 | 3年以下の懲役又は30万円以下の罰金 |
| 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う | 脅迫 | 刑法第222条 | 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金 |
| | 名誉棄損、侮辱 | 刑法第230条、231条 | 3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金等 |
| パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをする | 脅迫 | 刑法第222条 | 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金 |
| | 名誉棄損、侮辱 | 刑法第230条、231条 | 3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金等 |
| | 児童ポルノ提供等 | 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条 | 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金等 |

「いじめてよい理由はない」

「あの子がちょっと変わっているから」「先に嫌なことを言われたから」などから、いじめが起こる場合があります。どんな理由があったとしても、いじめは許されません。

一人で悩まず、学校の先生や友達、保護者に相談しましょう。

相談窓口：こども相談 24時間ホットライン TEL075-351-7834(年中無休、24時間対応)
いじめメール相談 ijime-soudan-mail@edu.city.kyoto.jp

今の自分を見つめ、考えてみよう

～違法薬物の問題～

人は、どんな状況・心理状況になった時に、違法薬物を使用してしまうのでしょうか？

違法薬物について、「人からのすすめを断るのが難しい理由」と「どのように断るべきか（有効な対処の方法）」を考えてみましょう。

（例）慕っている先輩からすすめられると、きっと断りにくい。
すすめられたら、素早く立ち去る。 等

もし、あなたが上記のような状況になっても、違法薬物を使用
してしまわないためには、どうしたら良いのでしょうか？

今日を立派に生きることが、明日の希望を見いだすことである。
ヘレン・ケラー

今の自分を見つめ、考えてみよう

～いじめの問題～

人は、どんな状況・心理状況になった時に、いじめをしてしまうのでしょうか？

他の人がいじめをしているところを見た時、どのように対応するのが
良いのでしょうか？

場面を想定して、具体的に有効な対応を考えてみましょう。
（例）様子を先生に報告する。
一人では心細いので、友だちと一緒に注意する。 等

いじめをなくすためにはどうしたら良いのでしょうか？

（例）学校行事を通して、いじめが起これにくい雰囲気をクラスみんなで作る。 等

親切な言葉に費用はかからない。しかし、多くのことを成し遂げる。
ブレース・パスカル